



高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する **返還不要の給付金** です。
- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯**が対象です。
※ **家計が急変して非課税相当になった世帯**も対象になります。
- **学校またはお住まいの都道府県**への申し込みが必要です。
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。

令和5年度の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	117,100円	137,600円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

※家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。



詳しくは、**学校またはお住まいの都道府県**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金

(県内の私立高等学校等に通う生徒向け)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯及び生活保護世帯を対象に、「奨学のための給付金」制度があります。

一 制度概要 一



私立高校生
が対象です

★ 申請の対象となる世帯

令和5年7月1日現在、私立の高等学校等に在学する生徒がいる、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯。

- (1) 生徒の保護者等が、沖縄県内に在住していること。
* 保護者等の住所が沖縄県外にある場合、その都道府県で申請してください。
- (2) 保護者等全員の令和5年度(令和4年分)の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税であること。(生活保護受給世帯含む)
* 保護者等の課税情報の確認が取れない場合(例:海外居住や基地関係者など課税証明書及びマイナンバーカードの交付が受けられない方)は、対象外となります。
- (3) 生徒が平成26年度以降、沖縄県内の高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し、就学支援金(新制度)の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であること。

★ 申請者 沖縄県内に住所を有する保護者等

※「保護者等」とは、親権を行う者(親権を行う者がいない場合、未成年後見人又は主たる生計維持者)となります。

保護者等が存在しない場合、生徒本人が申請者となります。

★ 生徒一人あたりの給付額(令和5年度)

※私立高等学校等の場合

世帯状況		年額(合計額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)※家計急変は除く		52,600 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	137,600 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	152,000 円
	通信制・専攻科課程に在籍	52,100 円

◆生徒が第1子又は第2子のいずれに該当するかは、添付の確認シートで判断します。
お問い合わせの際は、確認シートをお手元にご用意ください。

★提出書類★ ー該当する世帯をご確認くださいー

○生活保護受給世帯（生業扶助を受けている場合に限りです）

- ①「給付金受給申請書（様式第1-1、1-2号）」
- ②「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第2号）」
※生業扶助受給証明書（様式第2号）は7月1日以降に福祉事務所で発行されたものを提出してください。
- ③「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」（別紙①）
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- ④「振込依頼書」（別紙②）
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、申請者以外の保護者や対象生徒の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。

○市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が全員「非課税」の世帯

- ①「給付金受給申請書（様式第1-1、1-2号）または（様式第1-7、1-8号）」
- ② 保護者等全員の「~~令和5年度（令和4年分）課税証明書~~」（市町村発行）
もしくは、マイナンバーカードの写し
※保護者等全員の証明書が必要です。
- ③「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」（別紙①）
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出してください。
- ④「振込依頼書」（別紙②）
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、申請者以外の保護者や対象生徒の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。

上記（1）に加え、対象生徒の他に保護者等に扶養されている15歳（中学生除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、対象生徒が「第2子」に該当するか審査するため、次の書類も必ず提出してください。

- ⑤「健康保険証のコピー（別紙③）」※生徒本人＋兄弟姉妹のうち1人分
- ⑥ 国民健康保険加入者は、⑤の「健康保険証のコピー」と「扶養誓約書（様式第6号）」
※紛失などの事情により健康保険証のコピーの提出ができない場合は「扶養誓約書（様式第6号）」（提出できない理由を必ず記載すること）。
事情によっては追加で書類提出をお願いすることもあります。

○家計急変世帯（家計急変により非課税世帯相当の所得水準となる世帯）

- ①「給付金受給申請書（様式第1-4、1-5号）」
- ② 保護者等全員の「令和5年度（令和4年分）課税証明書」（市町村発行）
もしくは、マイナンバーカードの写し
※保護者等全員の証明書が必要です。

③「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」（別紙①）

※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。

銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。

④「振込依頼書」（別紙②）

※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、申請者以外の保護者や対象生徒の

口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。

⑤保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

※離職、雇用保険受給者資格者証、破産宣告通知書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など

⑥家計急変後の収入を証明する書類

※会社作成の給与証明書、直近の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など。また、自営業の方は所得証明書を作成し提出ください。